

大里広域市町村圏組合告示（乙）第14号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、大里広域市町村圏組合のごみ焼却処理施設の廃棄物処理手数料の収入事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び熊谷市会計事務規則第35条の規定により告示する。

平成29年 4月 1日

大里広域市町村圏組合
管理者 富岡 清

記

1 収入事務を行う施設及び収入事務委託者

- | | |
|----------|--|
| (1) 施設名称 | 熊谷衛生センター |
| 位 置 | 熊谷市西別府583番地1 |
| 委 託 者 | 東京都中央区日本橋本町一丁目5番6号 第10中央ビル株式会社 タクマテクノス |
| (2) 施設名称 | 深谷清掃センター |
| 位 置 | 深谷市檜合750番地 |
| 委 託 者 | 埼玉県さいたま市中央区鈴谷7丁目10番25号株式会社 ウォーターエージェンシー埼玉営業所 |
| (3) 施設名称 | 江南清掃センター |
| 位 置 | 熊谷市千代9番地 |
| 委 託 者 | 東京都中央区日本橋本町一丁目5番6号 第10中央ビル株式会社 タクマテクノス |

2 委託事務の内容

大里広域市町村圏組合廃棄物処理手数料徴収条例に規定する手数料の窓口による収入事務

3 委託期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで